

現職

所得補償保険

30%
割引適用

詳細は
P5~P9

所得補償保険
今すぐお見積もり!



現職

退職者

団体がん保険

30%
割引適用

医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険

詳細は
P11~P16

団体がん保険
今すぐお見積もり!



現職

NEW

所得補償保険ロング

団体長期障害所得補償保険

30%
割引適用

詳細は
P5~P10

所得補償保険ロング
今すぐお見積もり!



いつもと同じ生活を
続けられる
収入サポート

急病で収入が減っても
安心して生活したい!

備えがあれば
治療に専念
できる

がんにかかった時に
備えておきたい!



PC/スマホから
WEBでいつでも
簡単手続き



団体がん保険は
ご家族もご加入可能
※詳しくはP2を参照



団体がん保険は
退職後も継続可能

保険期間:2024年4月1日(午後4時)から1年間

被保険者名、補償内容など変更のお申し出をされないかぎり、毎年1年間、前年と同じ保険金額(団体がん保険)、または前年と同じ月額保険金額(所得補償保険)で自動的に継続されます。

所得補償保険・所得補償保険ロング・団体がん保険は、JR西日本グループの福利厚生制度です。この保険は西日本旅客鉄道株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。所得補償保険・所得補償保険ロング・団体がん保険は、JR西日本グループのスケールメリットを活かした福利厚生制度です。団体保険ならではのメリットを知っていただき、社員・ご退職者の皆さまとご家族の生活設計にお役立てください。

ご加入方法など

新規ご加入
内容の変更

を希望される方

WEBでのお手続き

お手続きの際は、ログインIDとパスワードのご入力が必要です。詳細は、P29をご参照ください。

PCから JR西日本保険代理店ホームページへ
<https://hoken.jrwelnet.co.jp/>

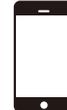


検索 JR西日本保険代理店

トップ
ページ

所得補償保険・
所得補償保険ロング・
団体がん保険バナーをクリック

スマートフォンから 損保ジャパン団体保険
WEB手続きサイトへ



右記のQRコード®を
読みとりアクセス!

※QRコードは、
(株)デンソーウェーブの登録商標です。



【ご注意】※お手続きやご加入内容によっては、WEBでお手続きいただけない場合もございます。
一斉募集終了後(4月1日以降)にWEB手続きサイトをご利用いただけるお手続きとご利用可能期間は、P29をご参照ください。

加入依頼書<紙>でのお手続き

「加入依頼書」「告知書」にご記入のうえ、お近くのJR西日本保険代理店までご提出ください。

※補償内容をご変更する際は、告知書のご提出が必要な場合があります。
詳しくは、パンフレットP33をご確認ください。

※お手元に加入依頼書や告知書がない場合は、お近くのJR西日本保険代理店までご連絡ください。

加入依頼書

告知書

ご変更の
ない方

特段のお手続きはございません。ご加入者から特にお申出がない場合には、前年ご加入の内容に応じた加入型での自動継続加入の取扱いとさせていただきます(ご年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合、ご継続時の年齢による保険料となります。また団体割引率の改定がある場合も、保険料が変更となります。)

加入者カードについて(ご加入内容の確認方法) ※ご加入者さま

現職

紙の加入者証を配布しておりません。WEBにてご加入内容をご確認ください。
なお、WEBでご確認の際、印刷することもできます。

退職者

6月頃にご自宅に紙の加入者カードをお送りしています。
なお、WEBでもご確認いただけます。

WEBでのご確認方法はP29、30をご覧ください。

商品ラインナップ

所得補償保険 現職

▶ P5~P9

病気やケガを原因とする入院・自宅療養時の就業不能による給与収減少をサポートする保険です。現職の間のみご加入、ご継続いただけます。

所得補償保険ロング 現職

団体長期障害所得補償保険

▶ P5~P10

病気やケガで長期間働けなくなった時の収入減少を補う保険です。
現職の間のみご加入、ご継続いただけます。

団体がん保険 現職 退職者

医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険

▶ P11~P16

治療費が高くなりがちな「がん治療」に備えるための割安ながん保険です。
ご退職後もご加入・ご継続いただけます。

2024年度改定のポイントはP3、4をご覧ください。

保険期間

2024年4月1日(午後4時)～1年間

お申込み人となれる方

所得補償保険・所得補償保険ロング…JR西日本グループに勤務されているご本人
 団体がん保険…JR西日本グループに勤務されている、または退職されたご本人

ご加入いただける方(被保険者となれる方)

所得補償保険・所得補償保険ロング

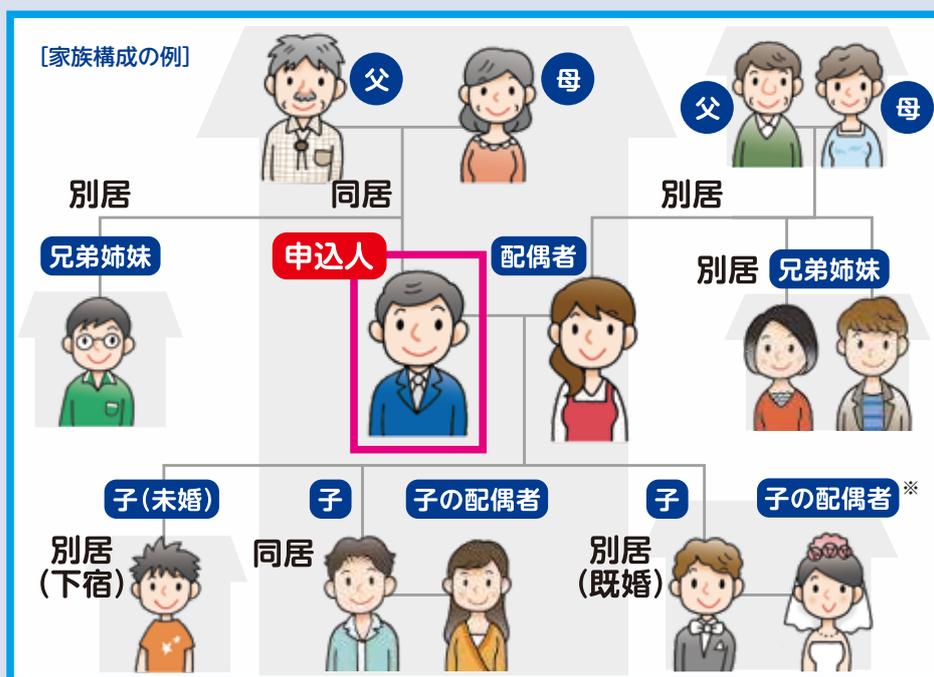
JR西日本グループに勤務されているご本人(満15歳から満64歳までの方が対象となります。)…赤枠

団体がん保険

JR西日本グループに勤務されている、または退職されたご本人、そのご家族*…青枠

*ご家族…配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族・別居の子の配偶者

※満69歳までにご加入いただいた被保険者は満79歳まで継続加入が可能です。



※2020年度から「別居の子の配偶者」も被保険者の範囲に含まれました。

保険料のお支払い

保険料は、保険加入月の2か月後からお支払いが始まります。

現職…毎月給料より控除いたします。(2024年6月から2025年5月までの12回払となります)

退職者…お届けいただいている預貯金口座から2024年6月に引き落としとなります。(一時払となります)

保険料	回目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	該当月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
現職	給与控除月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
退職者	口座振替月	6月 ※一時払(1年分の保険料)となります											

【現職の方が退職される場合】

退職後は給与控除ができなくなりますので、退職後も継続される場合は口座振替への変更等の手続きがございます。

退職と同時に脱退される場合は、保険料の精算がございます。

退職されることが決まりましたら、お近くのJR西日本保険代理店までご連絡くださいますようお願いいたします。

2024年度改定のポイント

所得補償保険ロングが新発売!! 最長65歳まで収入をサポートできます!! **所得補償保険ロング**

最長1年間の補償である所得補償保険に加え、最長65歳まで補償できる所得補償保険ロングを新発売いたします。万が一、病気やケガで、長期間の入院や自宅療養により働けなくなったときに、最長で65歳まで、毎月お給料のように保険金を受取ることができる保険です。オプションで「介護休業および復職支援特約」を付帯いただくことで、ご家族の介護を理由に介護休業または就業制限が発生した場合の収入減少部分についても補償できます。

1 旦那さん、脳卒中です
幸い命に別状はないですが、入院と長期のリハビリが必要です

2 どんなるぞろろ...
生活費 住宅ローン 教育費

3 2年後
リハビリ お疲れ様でした お仕事は様子を見ながら頑張ってください

4 しばらくは乗務もできないし、通常業務復帰まで時間がかかるから給料が減るなあ...

5 そういえば!
JR西日本グループの所得補償保険ロングに加入してるやん! 話を聞きに行こうよ!

6 森田さんは30万円のプランに加入していて、支払対象外期間の369日終了後も1年間の完全休職と、その後も一部復職(収入は病気になる前の給与の6割)を3年間続けた場合...

7 所得補償保険ロングからは792万円が保険金として受け取れます!

8 森田さんの場合、支払対象外期間終了後の1年間の休業期間は、保険金額の100%、3年間の一部復職期間は減少した所得額の割合分の保険料を受け取れます
所得補償保険(※)も加入されていれば、支払対象外期間も保険金を受け取ることができます!
両方入っておいて良かったね!

9 森田さんは復職できて良かったですね!
中には復職が難しく就業できなくなる人もいますが、その場合でも所得補償保険ロングであれば最長65歳まで保険金を受け取ることができるんですよ!

支払対象外期間 369日	完全休職1年間 所得喪失率100%	一部復職3年間 所得喪失率40%
▲就業障害発生	30万円×100%×12カ月 =360万円	30万円×40%×36カ月 =432万円

※所得補償保険の内容につきましてはパンフレット等をご確認ください。

■X3型(所得補償保険ロング保険金額:30万円)にご加入の場合 ■実際のお支払いはご加入の内容や事故の状況により異なります。

期間限定!所得補償保険ロングに告知なしでご加入いただけます! 所得補償保険ロング

すでにがん保険や所得補償保険にご加入の方は2024年度中(2024年2月1日~2025年1月31日までのお申込み)は告知なしで所得補償保険ロングにご加入いただけます。この機会にぜひご検討ください。

2024年2月1日~2025年1月31日お申込み分限定

【条件1】【条件2】の両方に該当する場合、「健康状態に関する告知書」をいただくことなくご加入いただけます。

※通常通りWEB手続きサイトから告知をしていただきご加入いただくことも可能です。

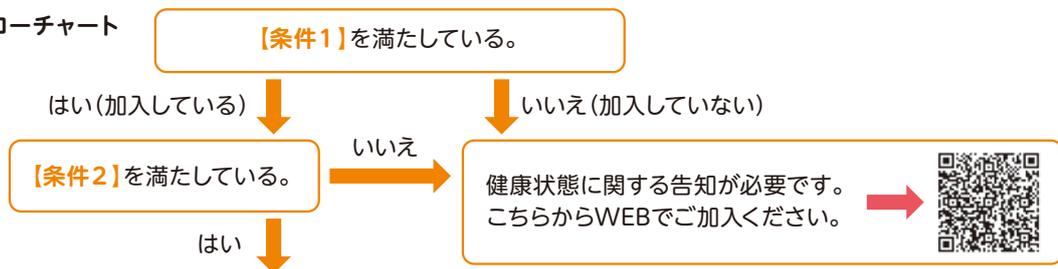
【条件1】 2024年2月1日時点で、JR西日本グループの「団体がん保険」または「所得補償保険」にご加入

【条件2】 2024年2月1日以降、申込日までの間に病気やケガにより1日以上

①入院 ②医師の治療を受ける ③後遺障害が残る

のいずれかを理由に業務に従事していない、または時短勤務や配置転換等により病気やケガの発生する直前に従事していた業務に一部従事できない日がない。

【無告知加入】確認フローチャート



「健康状態に関する告知書」をいただくことなくご加入いただけます。

【所得補償保険ご加入の方】

2024年2月1日~2024年3月25日までに申込みの方は、職場へ配布しております無告知加入意向確認書兼申込書にてお申込みください。2024年3月26日以降にお申込みの方は、お近くのJR西日本保険代理店までご連絡ください。

※同時に「団体がん保険」のご加入をされる場合、「団体がん保険」の加入はWEB手続きサイトからお手続きして頂きますようお願い致します。

【がん保険ご加入の方】

お近くのJR西日本保険代理店までご連絡ください。お手続き方法についてご案内いたします。右記の二次元コードからお問い合わせいただけます。



介護と仕事の両立による収入減が心配!! 所得補償保険ロング

所得補償保険ロングではオプションの「介護休業および復職支援特約」を付帯していただくことで、ご家族の介護を理由に、介護に関する就業規則に基づく介護休業または就業制限が発生した場合の収入減少部分についても最長で39か月間補償できます。

例 母がパーキンソン病を患い、介護施設を探し入居が可能になるまでの間、自宅での介護が必要。3か月間介護休業を取得することに…

ご契約例 主契約保険金額10万円、介護休業および復職支援特約保険金額20万円の「X1Y2型」に加入

20万円×3か月=60万円 お受け取り保険金60万円 ※実際のお支払いはご加入の内容や事故の状況により異なります。

突然の介護でどうしたらよいか分からない。そんな方へ本特約を付帯いただいた方は無料で「SOMPO笑顔倶楽部」をご利用できます。(詳細はP30をご確認ください)

団体割引率改定 所得補償保険 団体がん保険

団体割引は、団体がん保険、所得補償保険、WEST総合保険等JR西日本グループの団体契約における所定期間の損害率(お預かりした保険料とお支払いした保険金の割合)により算出されています。その結果今年度は、団体割引率30%になりました。これにより保険料が変わっております。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

もしもの収入減少に備えて、「所得補償保険」があると安心です。

もし病気やケガで長い間働けなくなったら…



入院費などの医療費がかさむ一方で収入が減少します。

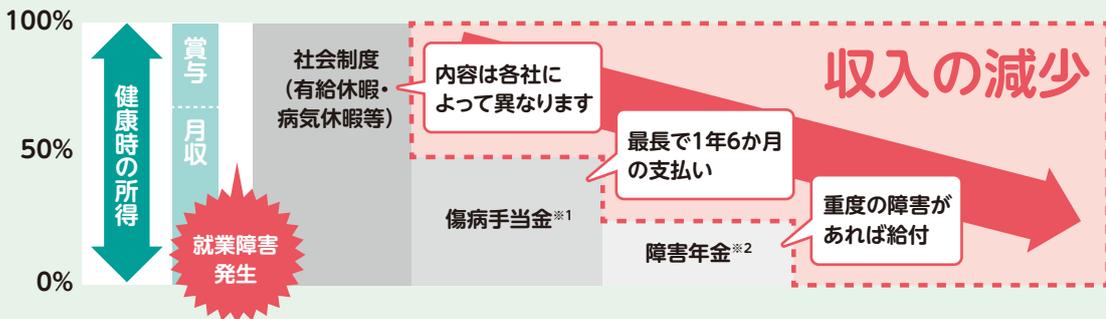
**不安
その1**

収入減は会社や公的な給付でどれだけカバーできる？

長期就業障害の時、会社や公的な給付だけで生活を維持するのは困難です。

一定期間は病気休暇など会社の制度により収入が確保できますが、休業が長期にわたればいずれ収入が途絶えることに。公的給付も、傷病手当金^{※1}が最長で、1年6か月支給されるほか、障害の程度により障害年金^{※2}が給付されますが、収入は大幅に減少します。

●万一期間の就業障害になったとき、収入の減少は止まりません



**不安
その2**

生命保険に加入していれば大丈夫？

一般的な生命保険に加入していても、長期就業障害による収入減は保障されません。

一般的な生命保険は、基本的に死亡時の収入減や入院時の医療費(支出)に備える保険。生存中に働けなくなった場合の収入減には対応していません。

●生命保険以外でも長期就業障害による収入減をカバーする保険はありません

保険商品	死亡	入院(ケガ)	入院(病気)	リハビリ	自宅療養	
医療保険		○	○			入院期間中に支払われ、その目的は入院費用の保障です。
傷害保険	○	○				突発的な事故によりケガをした場合に支払われます。
死亡保険	○					保険金は死亡時に支払われ、その目的は遺族の生活費保障です。
所得補償		○	○	○	○	病気やケガによって働けなくなった場合の収入減少をカバーします。

不足する収入は、所得補償保険や所得補償保険ロングで補うことができます!

※1傷病手当金…公的給付にて標準報酬日額の2/3が最長で1年6か月支払われます。またご自身が所属する企業が加入している健康保険組合によって付加給付がある等、支給期間や金額の内容が異なる場合がございます。 ※2 障害年金…障害厚生年金(障害等級1~3)、障害基礎年金(障害等級1・2)の場合(非常に重度の障害が残ったと認められた場合)に認定され、給付されます。

JR西日本グループの所得補償プランのポイント

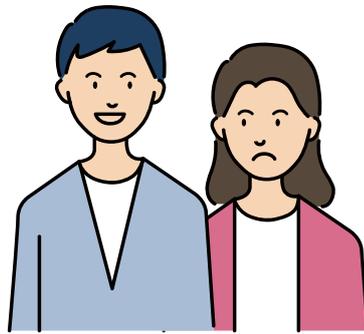


事故に遭い、ケガで入院することに。
3か月間休職しなければいけなくなった。
突然のことで今後の生活費はどうすればいいだろう…

社員Aさん(30歳)

・妻、子の3人家族 ・毎月の収入30万円 ・所得補償保険515型に加入

急な事故で3か月間も働けなくなって、住宅ローンなど毎月の支払いもあるし、不安だったけど、「所得補償保険」のおかげで家族の生活も守れたし、よかったよ！



今回は3か月間だったから、補償の範囲内でよかったけど、もっと大きなケガや、重い病気に罹って長期間働けなくなったらと思ったら不安だわ…

その他にも、介護が理由で働けなくなることも…

仕事と介護の両立



介護で仕事をやめたくないなあ

働きながら介護を行っている人の平均介護時間

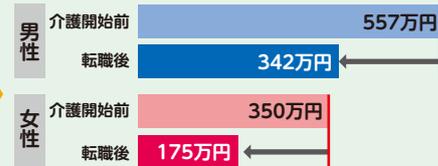


働きながら介護を行う場合、経済的負担に加え、長時間にわたる介護で時間的にも大きな負担が生じます。

【出典】(公財)ダイヤ高齢社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」(一部抜粋)

【出典】総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

介護開始前(離職前)、転職直後の平均年収比較



介護離職を余儀なくされた場合、転職後の年収が大きく減少するリスクがあります。

【出典】(公財)ダイヤ高齢社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」(一部抜粋)

毎年約10万人が介護離職しています

おすすめ加入プラン
(30歳男性の場合)

- ・所得補償保険：515型(保険料2,120円/月)
- ・所得補償保険ロング：X2Y2型(保険料1,427円/月)



最初の1年間

所得補償保険で
毎月15万円の補償

支払対象外期間369日以降～
65歳まで

所得補償保険ロングで
毎月20万円の補償

従業員のご家族の介護に伴う
収入減少も最長39か月カバー！

所得補償保険と所得補償保険ロングはセット加入がおすすめです!!

現職の方がご加入
いただけるプランです。

所得補償プラン



ご自身が病気やケガで働けなくなった場合

所得補償保険
～1年まで



ご家族の介護を理由に働けなくなった場合

NEW

介護休業および復職支援特約
～最長39か月

所得補償保険 | 補償内容とおすすめポイント

日本国内または国外において、『**病気やケガで入院**』または『**医師の指示にもとづく自宅療養**』となったとき*、**就業不能5日目(支払対象外期間4日)**から保険金をお受け取りいただけます。

※妊娠・出産などを原因とする場合は除きます。

おすすめポイント

1



病気やケガで入院

「**入院**」による就業不能時はさらに手厚くなっています。

「**入院**」による就業不能時は、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお受け取りいただけます。

就業不能
開始

5日目～

就業不能状態

おすすめポイント

2



精神障害

精神障害を原因とする場合も最長1年間の充実補償です。

就業不能状態が継続する場合*は、最長1年間補償が続きます。

*同一の就業不能事由である場合に限りです。

おすすめポイント

3



地震・噴火や、
天災による病気やケガ

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の就業不能をサポートします。

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しても補償する、天災危険補償特約がセットされています。

おすすめポイント

4



医師の指示にもとづく
自宅療養

医師の指示による自宅療養も補償します。

入院中だけでなく、医師の指示により自宅療養をしている間も保険金支払いの対象となります。

所得補償保険ロングがあることで
安心して治療に
専念できました。



NEW

所得補償保険ロング ～最長65歳まで

所得補償保険ロング | 補償内容とおすすめポイント

日本国内または国外において、「病気やケガで就業障害」となり、369日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお受け取りいただけます。

※妊娠・出産などを原因とする場合は除きます。

おすすめポイント

1

最長で65歳まで補償が継続します。

万が一業務に復帰ができず退職した場合も、退職後も就業障害が発生している期間は補償が継続されます。

おすすめポイント

2



医師の指示にもとづく
自宅療養

医師の指示による自宅療養・リハビリ中、一部復職時も補償します。

入院中のみでなく、医師の指示により自宅療養・リハビリをしている間も保険金支払いの対象となります。仕事に復帰した後も就業障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満の場合は、その減少した所得の割合に応じて補償が継続されます。

おすすめポイント

3

精神障害を原因とする場合も最長3年間の充実補償です。

所得補償保険とセットでご加入頂く場合は、最長で合計4年間補償が続きます。

おすすめポイント

4



地震・噴火や、
天災による病気やケガ

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の就業障害をサポートします。

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しても補償する、天災危険補償特約がセットされています。

おすすめポイント

5

従業員のご家族の介護に伴う収入減少もカバーします。

介護休業および復職支援特約を付帯することで、ご家族の介護を行うために介護休業や短時間勤務制度を利用する等の就業障害が発生し、かつ収入が就業障害発生前の80%未満の場合は、その減少した所得の割合に応じて保険金がお支払いされます。

現職の方がご加入
いただけるプランです。

所得補償保険

ご加入いただける方(被保険者となる方)
加入対象者(お申込人).....社員本人
被保険者(保険の対象となる方)・社員本人

月払保険料

現職

30%
割引適用

- 保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間4日、団体割引30%
- 精神障害拡張補償特約、天災危険補償特約、入院初期費用補償特約、入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)セット

入院初期費用は、5日以上の入院による就業不能時にお受け取りいただけます。



入院初期費用 2万円プラン

保険金額と月払保険料					
型名 月額保険金額	5型 5万円	10型 10万円	15型 15万円	20型 20万円	25型 25万円
保険始期日 (中途加入日) 時点の満年齢					
15~19歳	376	676	-	-	-
20~24歳	541	986	-	-	-
25~29歳	613	1,128	1,643	-	-
30~34歳	723	1,348	1,973	2,598	-
35~39歳	859	1,614	2,369	3,124	3,879
40~44歳	1,054	1,994	2,934	3,874	4,814
45~49歳	1,248	2,358	3,468	4,578	5,688
50~54歳	1,479	2,784	4,089	5,394	6,699
55~59歳	1,637	3,082	4,527	5,972	7,417
60~64歳	1,751	3,266	4,781	6,296	7,811

入院初期費用 5万円プラン

保険金額と月払保険料					
型名 月額保険金額	505型 5万円	510型 10万円	515型 15万円	520型 20万円	525型 25万円
保険始期日 (中途加入日) 時点の満年齢					
15~19歳	490	790	-	-	-
20~24歳	685	1,130	-	-	-
25~29歳	760	1,275	1,790	-	-
30~34歳	870	1,495	2,120	2,745	-
35~39歳	1,015	1,770	2,525	3,280	4,035
40~44歳	1,225	2,165	3,105	4,045	4,985
45~49歳	1,455	2,565	3,675	4,785	5,895
50~54歳	1,740	3,045	4,350	5,655	6,960
55~59歳	1,925	3,370	4,815	6,260	7,705
60~64歳	2,105	3,620	5,135	6,650	8,165

単位:円

例 5月25日から2月12日まで(8か月19日間)医師の指示にもとづき「自宅療養」をした場合

ご契約例 505型に加入(入院初期費用5万円プラン、所得補償保険金額:5万円) ◎てん補(対象)期間:1年 ◎支払対象外期間:4日



(※)保険期間中に開始した就業不能がこの保険のお支払対象となります。用語の定義はP23をご参照ください。

所得補償保険・所得補償保険ロング共通

- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。 ●年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 保険料の記載のない月額保険金額、年齢区分にはご加入できません。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年11月現在)

※保険始期日時点(2024年4月1日時点)の年齢が65歳以上の方は、新規でのご加入およびご継続をいただくことはできません。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」(P17)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

所得補償保険・所得補償保険ロングの保険金額の設定方法についてはP23をご参照ください。

現職の方がご加入
いただけるプランです。

所得補償保険ロング

ご加入いただける方(被保険者となる方)
加入対象者(お申込人)…………社員本人
被保険者(保険の対象となる方)・社員本人

月払保険料

現職

30%
割引適用

- 保険期間1年間、対象期間65歳まで、支払対象外期間369日、団体割引30%
- 精神障害拡張補償特約・天災危険補償特約、介護休業および復職支援特約(支払対象外期間0日、対象期間39か月)セット

主契約(基本補償)

保険金額と月払保険料					
型名 月額保険 金額	X1型	X2型	X3型	X4型	X5型
保険 始期日 (中途加入日) 時点の満年齢	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
15~19歳	455	910	1,365	1,819	2,274
20~24歳	455	910	1,365	1,819	2,274
25~29歳	489	978	1,467	1,957	2,446
30~34歳	558	1,117	1,675	2,233	2,791
35~39歳	707	1,413	2,120	2,826	3,532
40~44歳	1,073	2,146	3,219	4,293	5,367
45~49歳	1,584	3,168	4,752	6,337	7,921
50~54歳	2,272	4,544	6,816	9,087	11,360
55~59歳	2,504	5,009	7,513	10,018	12,522
60~64歳	2,429	4,856	7,285	9,713	12,142

介護休業および復職支援特約

保険金額と月払保険料					
型名 月額保険 金額	Y1型	Y2型	Y3型	Y4型	Y5型
保険 始期日 (中途加入日) 時点の満年齢	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
15~19歳	47	93	140	187	234
20~24歳	47	93	140	187	234
25~29歳	118	235	353	470	588
30~34歳	155	310	465	620	775
35~39歳	182	365	547	729	911
40~44歳	428	857	1,285	1,713	2,142
45~49歳	510	1,020	1,530	2,039	2,549
50~54歳	1,065	2,131	3,196	4,262	5,327
55~59歳	1,146	2,293	3,439	4,586	5,732
60~64歳	1,407	2,814	4,221	5,628	7,035

- 加入例
- ・33歳の方が主契約30万円のプランに加入(特約付帯無し) ⇒加入プラン[X3]月払保険料1,675円
 - ・45歳の方が主契約20万円、特約10万円のプランに加入 ⇒加入プラン[X2Y1]月払保険料3,678円(3,168円+510円)

単位:円

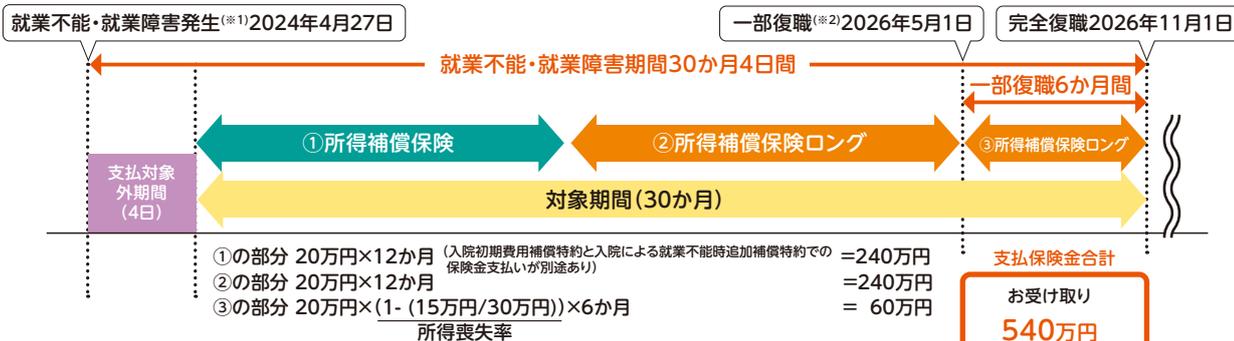
例 2024年4月27日から2026年10月31日(30か月4日間)



就業不能、
就業障害の状態

- ・脳梗塞で入院、その後自宅療養した(全く働けない期間は24か月4日間)
- ・就業不能・就業障害発生^(※1)2024年4月27日
- ・一部復職2026年5月1日 ・完全復職2026年11月1日

ご契約例 所得補償保険520型に加入(入院初期費用5万円プラン、所得補償保険金額:20万円)◎てん補(対象)期間:1年 ◎支払対象外期間4日
所得補償保険ロングX2型に加入:(月額保険金額20万円)◎対象期間:65歳満了 ◎支払対象外期間369日



(※1)保険期間中に開始した就業不能・就業障害がこの保険のお支払対象となります。用語の定義はP23、24をご参照ください。

(※2)一部復職についてはP38のQ17をご参照ください。

●所得補償保険ロングを加入いただく前に下記を必ずご確認ください。

- ①お勤めの会社でGLTD(団体長期障害所得補償保険)が既に導入されている場合、加入内容によっては補償が重複する可能性がありますので、会社制度及び加入内容を十分にご確認ください。
- ②「介護休業および復職支援特約」を付帯される方へ
本特約における支払対象の限度期間は、特約で定められている39か月、もしくはご自身が所属する会社の「介護に関する就業規則」で定められている介護による休業または就業制限の期間、いずれか短い方となります。就業規則につきましてはご自身が所属する会社へご確認ください。
(注)保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらし」(P17)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

団体がん保険

知っトク!意外と知らないがんのこと

知っトク!

①

がんの部位別罹患状況は、年代によって異なります。

10～60代男女のがん部位別罹患状況(2017年)

性別	10代	20代	30代	40代	50代	60代
男性						
1位	白血病	大腸	大腸	大腸	大腸	大腸
2位	悪性リンパ腫	白血病	肺	肺	肺	肺
3位	脳・中枢神経系	悪性リンパ腫	皮膚	胃	腎・尿路	前立腺
女性						
1位	白血病	子宮	子宮	乳房	乳房	大腸
2位	卵巣	乳房	乳房	子宮	大腸	乳房
3位	甲状腺	甲状腺	大腸	大腸	子宮	子宮

出展:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」(全国がん登録)

知っトク!

②

がん治療は、三大治療や先進医療など多様化しています。
がん保険も、多様化するがん治療に対応した補償が必要となります。



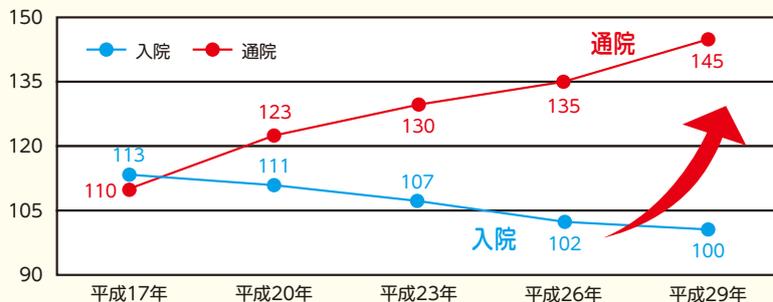
※三大治療のうち、いずれかを単独で行う場合や、手術後に再発予防として抗がん剤・ホルモン剤治療を行うなど、組み合わせて行う場合があります。

知っトク!

③

近年、通院(外来)は増加傾向にあり、入院の割合を上回っています。
入院だけでなく、通院による治療の補償があると安心です。

□がん(悪性新生物)の入院-外来受療率(人口10万対)



[出典] 厚生労働省「平成29年 患者調査の概況」 ※平成23年は宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏および岐阜県を除いた数値



団体がん保険は、入院はもちろん、通院も補償し、三大治療にも対応しています。しかも**30%の割引**が適用されているので、保険料もお得!

補償内容とおすすめポイント

30%
割引適用

診断から再発、抗がん剤治療や先進医療まで
治療費が高額になりがちな「がん治療」にしっかり備えられます。

おすすめポイント

1

1年更新のため、一定期間補償を厚くしたい方にもおすすめ

JR西日本グループのスケールメリットを活かした30%の割引が適用されており、
割安な保険料です。

一定期間補償を上乗せ
したい方にもピッタリ。

上乗せ



おすすめポイント

2

抗がん剤治療は最大300万円まで補償^(※1)

がん患者の5人に4人(80.5%)が抗がん剤の治療を受けています。^(※2)
多様化するがんの三大治療もしっかりカバーします。

(※1) 抗がん剤治療補償特約をセットした場合。

(※2) 厚生労働省 平成22年度がん対策評価・分析事業「あなたの思いを聞かせてください」がん対策に関するアンケート調査より

おすすめポイント

3

健康保険制度が適用されない先進医療もしっかり補償^(※3)

先進医療にかかる技術料例(1件あたり平均額)

〈がん〉 **約309万円**
(全額自己負担)

※令和元年12月5日厚生労働省「第81回先進
医療会議」資料「令和元年度先進利用技術の実
績報告」をもとに試算

(※3) 先進医療等費用補償特約をセットした場合。

保険金の受け取りイメージ



肺がんと診断確定され、20日間継続
して入院。放射線治療を1回受け、
退院後16日間通院した。

ご契約例

45歳 基本補償150万円+
抗がん剤+先進医療特約【G15+A1+S1】

保険料 1,840円/月

がん診断保険金 150万円
がん入院保険金 30万円
がん手術保険金 15万円
がん退院一時金 15万円
がん外来治療保険金 12万円

保険金合計
222万円



乳がんと診断確定され、12日間入院。
その間に手術を受け、退院した。

ご契約例

25歳 基本補償200万円+
抗がん剤+先進医療特約【G20+A1+S1】

保険料 350円/月

がん診断保険金 200万円
がん入院保険金 24万円
がん手術保険金 20万円

保険金合計
244万円

※実際のお支払いはご加入の内容や事故の状況により異なります。

治療費が高くなりがちな『がん治療』に、しっかり備えられます。

基本補償

診断

がん診断保険金



がんと診断確定されたら、一時金をお支払い。再発を含め、何回でも*1お支払いいたします。

入院

がん入院保険金



がんの治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から補償。長引く入院でも支払日数の制限はありません。

手術

がん手術保険金



がんの治療のために、病院または診療所にて手術を受けられたとき。*2
日帰り手術から補償します。

外来治療

がん外来治療保険金



がんで外来治療を開始されたとき。90日を限度として補償。通院治療が増加している今だから、しっかり補償します。

退院

がん退院一時金



がんにより20日を超えて入院し、無事に退院されたとき*3お支払い。退院後の診察料や薬代、交通費などの出費にも備えられます。

オプション

抗がん剤

抗がん剤治療 補償特約



+ がんと診断確定され、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとにお支払いします。60か月(300万円)限度です。

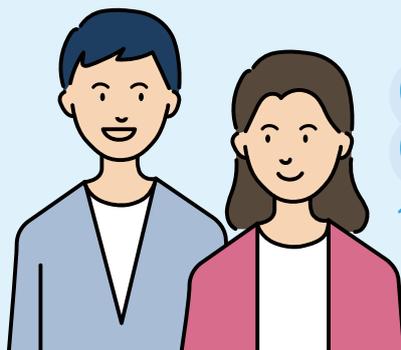
先進医療

先進医療等 費用補償特約



+ 傷害または疾病を被り、日本国内で先進医療*4および臓器移植術を受けられたときに補償します。

*1 2回目以降は、がんと診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払いします。保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしません。保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は保険金をお支払いします。(P37のQ15参照) *2 入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い(1回の手術につき)。手術の種類によっては回数制限があります。 *3 2回目以降の退院一時金は、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。 *4 [先進医療]とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)



結婚・出産を機に
夫婦で話し合って
決めました。

がん保険にご加入いただける方(被保険者となれる方)

加入対象者(お申込人)……社員本人 被保険者(保険の対象となる方)……満69歳以下の社員、および家族

・家族の範囲…本人、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、本人と同居の親族、別居の子の配偶者(P.2参照) ・継続加入の場合は満79歳までの方が対象です。

月払保険料

現職

30%
割引適用

基本補償

補償内容	100万円コース	150万円コース	200万円コース
がん診断 保険金	100万円	150万円	200万円
がん入院 保険金	1日につき 10,000円 (日数無制限)	1日につき 15,000円 (日数無制限)	1日につき 20,000円 (日数無制限)
がん手術 保険金	入院中の手術:がん入院保険金日額×10倍 入院中以外の手術:がん入院保険金日額×5倍		
がん外来 治療保険金	1日につき 5,000円 (支払限度日数90日)	1日につき 7,500円 (支払限度日数90日)	1日につき 10,000円 (支払限度日数90日)
がん退院 一時金	10万円	15万円	20万円

オプション

抗がん剤治療 補償特約	先進医療等 費用補償特約
治療を受けられた 月ごとに 5万円	最高 500万円

月払保険料	型名	G10	G15	G20	A1	S1
	満年齢					
	0~24歳	130	180	220	20	
	25~29歳	140	190	240	70	
	30~34歳	240	370	470	100	
	35~39歳	350	510	660	160	
	40~44歳	510	750	1,000	280	
	45~49歳	930	1,380	1,840	420	40
	50~54歳	1,510	2,250	2,970	530	
	55~59歳	2,140	3,190	4,240	740	
	60~64歳	2,990	4,460	5,950	1,040	
	65~69歳	4,320	6,470	8,610	1,390	
	*70~74歳	5,370	8,040	10,710	1,890	
	*75~79歳	6,370	9,530	12,700	2,160	

単位:円

■保険期間1年、団体割引30%

■保険料は、**保険始期日(中途加入日)時点の満年齢**によります。

■**年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)**とします。

■ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

■ご加入いただく際は被保険者1名につき1プランとなります。

■本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年11月現在)

※満70歳から満79歳までは、69歳までにご加入の方の継続のみとなり、保険金額の増額はできません。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」(P17)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

1 | 継続のみ

所得補償保険
P5
P10

がん保険

P11
P16

契約内容のご説明

P17
P28

ご加入いただくに
あたって

P29
P35

Q & A

P36
P38

治療費が高くなりがちな『がん治療』に、しっかり備えられます。

基本補償

診断

がん診断保険金



がんと診断確定されたら、一時金をお支払い。再発を含め、何回でも*1お支払いいたします。

入院

がん入院保険金



がんの治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から補償。長引く入院でも支払日数の制限はありません。

手術

がん手術保険金



がんの治療のために、病院または診療所にて手術を受けられたとき。*2
日帰り手術から補償します。

外来治療

がん外来治療保険金



がんで外来治療を開始されたとき。90日を限度として補償。通院治療が増加している今だから、しっかり補償します。

退院

がん退院一時金



がんにより20日を超えて入院し、無事に退院されたとき*3お支払い。退院後の診察料や薬代、交通費などの出費にも備えられます。

オプション

抗がん剤

抗がん剤治療 補償特約



+ がんと診断確定され、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとにお支払いします。60か月(300万円)限度です。

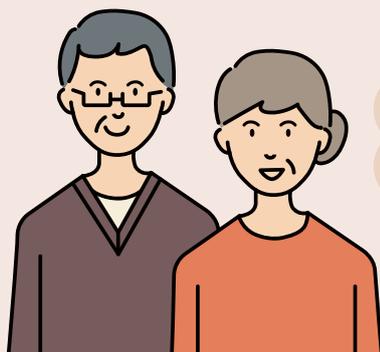
先進医療

先進医療等 費用補償特約



+ 傷害または疾病を被り、日本国内で先進医療*4および臓器移植術を受けられたときに補償します。

*1 2回目以降は、がんと診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払いします。保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は保険金をお支払いします。(P37のQ15参照) *2 入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い(1回の手術につき)。手術の種類によっては回数制限があります。 *3 2回目以降の退院一時金は、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。 *4 [先進医療]とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)



安価で手厚い
補償を
得られるから
加入しました。

がん保険にご加入いただける方(被保険者となれる方)

加入対象者(お申込人)……退職者ご本人 被保険者(保険の対象となる方)……満69歳以下の退職者、および家族

・家族の範囲…本人、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、本人と同居の親族、別居の子の配偶者(P.2参照) ・継続加入の場合は満79歳までの方が対象です。

一時払保険料 退職者

30%
割引適用

基本補償					オプション	
補償内容	50万円コース	100万円コース	150万円コース	200万円コース	抗がん剤治療補償特約	先進医療等費用補償特約
がん診断保険金	50万円	100万円	150万円	200万円	治療を受けられた月ごとに 5万円 +	最高 500万円 +
がん入院保険金	1日につき 5,000円 (日数無制限)	1日につき 10,000円 (日数無制限)	1日につき 15,000円 (日数無制限)	1日につき 20,000円 (日数無制限)		
がん手術保険金	入院中の手術:がん入院保険金日額×10倍 入院中以外の手術:がん入院保険金日額×5倍					
がん外来治療保険金	1日につき 2,500円 (支払限度日数90日)	1日につき 5,000円 (支払限度日数90日)	1日につき 7,500円 (支払限度日数90日)	1日につき 10,000円 (支払限度日数90日)		
がん退院一時金	5万円	10万円	15万円	20万円		

型名 満年齢	L5	L10	L15	L20	A2	S2
	0~24歳	580	1,150	1,720	2,280	160
25~29歳	640	1,250	1,870	2,480	670	
30~34歳	1,230	2,450	3,670	4,890	1,080	
35~39歳	1,770	3,520	5,270	7,020	1,750	
40~44歳	2,670	5,330	7,990	10,640	3,000	
45~49歳	4,970	9,930	14,880	19,840	4,540 +	
50~54歳	8,070	16,120	24,190	32,240	5,680	
55~59歳	11,510	23,010	34,500	46,000	7,990	
60~64歳	16,200	32,380	48,560	64,740	11,340	
65~69歳	23,460	46,900	70,350	93,790	15,150	
*70~74歳	29,190	58,370	87,540	116,720	20,580	
*75~79歳	34,590	69,170	103,740	138,320	23,560	

単位:円

- 保険期間1年、団体割引30%
- 保険料は、**保険始期日(中途加入日)時点の満年齢**によります。
- **年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)**とします。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ご加入いただく際は被保険者1名につき1プランとなります。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年11月現在)

※満70歳から満79歳までは、69歳までにご加入の方の継続のみとなり、保険金額の増額はできません。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」(P17)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

() 継続のみ

所得補償保険
所得補償保険
ロング
P5
P10

がん保険

P11
P16

契約内容のご説明

P17
P28

ご加入いただくに
あたって

P29
P35

Q & A

P36
P38

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：【所得補償保険】…所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
【所得補償保険ロング】…団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
【がん保険】…団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、がん保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：西日本旅客鉄道株式会社
- 保険期間：2024年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2024年3月25日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットまたはWEB手続きサイトに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：【所得補償保険】【所得補償保険ロング】JR西日本グループの社員のみならず
【がん保険】JR西日本グループの社員および退職者のみならず
 - 被保険者：【所得補償保険】【所得補償保険ロング】JR西日本グループの社員本人（満15歳から満64歳までの方が対象となります。）
【がん保険】JR西日本グループの社員および退職者のみならず、またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族・別居の子の配偶者）のみならずを被保険者としてご加入いただけます。
新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。
 - お支払方法：社員の方は、2024年6月分給与から毎月控除となります（12回払）。退職者の方は、お届けいただいている預貯金口座から2024年6月に引き落としとなります（一時払）。
 - お手続き方法：【新規ご加入の方】
 - ①WEBでお手続きの場合：JR西日本保険代理店ホームページよりお申込みください。
 - ②加入依頼書（紙）でお手続きの場合：JR西日本保険代理店に資料請求していただき、加入依頼書でお申込みください。
 【すでにご加入の方】
 - すでにご加入の方については、前年と同等条件で継続加入を行う場合、お手続きは不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合（継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。修正方法等がご不明な場合は取扱代理店までお問い合わせください。）は、お手続きが必要となります。保険金額増額、補償を拡大して継続される場合は、改めて健康状態に関する告知が必要となります。
 - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。
 - ①WEBでお手続きの場合：毎月14日までの受付分の保険期間は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）午前0時から2025年4月1日午後4時までとなります。
 - ②加入依頼書（紙）の場合：毎月末日までの受付分の保険期間は受付日の翌月1日から2025年4月1日午後4時までとなります。
 - ①②いずれも保険料につきましては、JR西日本グループの社員のみならずは、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。退職者のみならずは、指定の口座にお振込みください。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

所得補償保険

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合		
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{※1} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{※2} \text{の月数}^{※3}$ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> $\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{※2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </td> </tr> </table>	$\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{※1} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{※2} \text{の月数}^{※3}$	$\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{※2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{※1}を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{※2}のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能 <p>（注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p>
	$\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{※1} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{※2} \text{の月数}^{※3}$			
$\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{※2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$				
（※1）加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 （※2）加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 （※3）就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 （注1）対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 （注2）原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。				

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所得補償保険(基本補償)(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">入院初期費用補償特約(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として入院し、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合</p>	<p>被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対して、入院初期費用保険金額をお支払いします。</p> <p>(※) この特約の支払対象外期間を超える入院が終了した後、被保険者がその入院の原因となった身体障害により再び入院した場合は、後の入院については、保険金をお支払いしません。ただし、基本補償の支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となり入院した場合は、新たな入院とみなしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による入院に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④ 妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる入院に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など ● 次に該当する入院に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた入院 ⑩ 妊娠または出産を原因とした入院 <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合

お支払いする保険金の主な内容

保険金をお支払いできない主な場合

所得補償保険ロング(主契約)

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合

被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。

$$\begin{aligned} & \text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}^{(*)1} \\ & \text{(*)1 所得喪失率} \\ & = (\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}) \div \text{就業障害発生前の所得額} \end{aligned}$$

- (注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(50万円)を限度とします。
- (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。
- (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。
- (注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。

$$\text{保険金をお支払いする期間}^{(*)} = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$$

- (※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(65歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が65歳満了のご契約であっても、ご加入時に満60歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。
- (注5) 対象期間(65歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
- (注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
- (注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後には就業障害となった場合を除きます。
 - ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ② 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額
- (注8) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。
- (注9) 精神障害拡張補償特約をセットした場合、精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。

● 次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
- ⑧ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
- ⑨ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑩ 発熱等の他覚的症候のない感染 など

(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。

- (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

所得補償保険ロング(介護休業および復職支援特約)

対象家族が要介護状態となり、その直接の結果として被保険者が就業障害となり、その期間が支払対象外期間を超える場合

被保険者が被る損失に対して就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。

$$\begin{aligned} & \text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}^{(*)} \\ & \text{(*) 所得喪失率} \\ & = (\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}) \div \text{就業障害発生前の所得額} \end{aligned}$$

- (注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(50万円)を限度とします。
- (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。
- (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。
- (注4) 介護休業および復職支援特約による支払対象外期間は、主契約の支払対象外期間にかかわらず、0日とします。
- (注5) 介護休業および復職支援特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して39か月を限度とします。

次の事由による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など

(※) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所得補償保険（介護休業および復職支援特約）</p> <p>対象家族が要介護状態となり、その直接の結果として被保険者が就業障害となり、その期間が支払対象外期間を超えた場合</p>	<p>(注6) 被保険者または介護休業もしくは就業制限の原因となった対象家族が死亡した後は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7) 被保険者が離職(被保険者の勤務先との関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。)後は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注8) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、対象家族の要介護状態が初年度契約の保険期間の開始時より後に発生し、かつ、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に就業障害を開始した場合を除きます。</p> <p>①対象家族の要介護状態の原因となった事由が発生した時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注9) 支払対象外期間を超えて継続する就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった対象家族の介護のため、再び被保険者が就業障害を開始した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、後の就業障害については新たに支払対象外期間および対象期間の規定を適用しません。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が同一の対象家族の介護のために再び就業障害を開始した場合は、後の就業障害は前の就業障害とは異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>(注10) 被保険者が、保険期間中に「就業障害の原因となった対象家族」を変更した場合は、新たな対象家族のための就業障害に対し、保険金を支払います。この場合において、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注11) 被保険者が複数の対象家族を介護することを目的として就業障害を開始した場合であっても、保険契約者に届出を行ったいずれか1名の対象家族を介護するために就業障害を開始したものとして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねて保険金を支払いません。</p>	<p style="text-align: center;"><前ページより続きます></p>

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

がん保険

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者（保険の対象となる方）が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。保険金のお支払方法等重要な事項は、P28に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	<p>保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしません。が、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※)を除きます。）</p> <p>③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性</p> <p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p>
がん入院保険金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数</p>	<p>(※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p>
がん手術保険金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>③放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>(5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	
がん外来治療保険金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、90日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。</p> <p>なお、がん入院保険金をお支払いすべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数</p>	
がん退院一時金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。</p>	
抗がん剤治療保険金	<p>保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、60か月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用 保険金 (*)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。</p> <p>(※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑧妊娠、出産</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

■がん保険・所得補償保険

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注) 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	<p>該当する疾病群に属するすべての疾病</p> <p>(注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。</p>	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腫瘍を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の途中での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■所得補償保険

●基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- ・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

■所得補償保険ロング

●保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度^(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等^(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※1)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

■がん保険

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

■所得補償保険

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入者カード等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故が結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害をいいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄間細胞を採取する手術をいい、末梢血管細胞採取を除きます。また骨髄幹細胞の提供者と受益者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入者カード等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入者カード等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

■所得補償保険ロング

用語	用語の定義						
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といたします						
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。						
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。						
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。						
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。						
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。						
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。						
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。						
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。						
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し(通算28日以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。						
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。						
介護休業	保険契約者が定める介護休業をいい、育児・介護休業法第11条に定める介護休業 ^(※) を含みます。 (※)育児・介護休業法に準ずる他の法令の規定に基づく介護に関連するものを含みます。						
就業障害(介護休業および復職支援特約)	対象家族が要介護状態となり、その直接の結果として被保険者の就業に支障が生じている下表の状態をいいます。なお、被保険者または介護休業もしくは就業制限の原因となった対象家族が死亡した後は、この特約においては、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払対象外期間</td> <td>次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 介護休業を取得していること。 ② 就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>次の①または②のいずれかに該当し、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ① 介護休業を取得していること。 ② 就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。</td> </tr> </tbody> </table>		状態	支払対象外期間	次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 介護休業を取得していること。 ② 就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。	対象期間	次の①または②のいずれかに該当し、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ① 介護休業を取得していること。 ② 就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。
	状態						
支払対象外期間	次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 介護休業を取得していること。 ② 就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。						
対象期間	次の①または②のいずれかに該当し、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ① 介護休業を取得していること。 ② 就業制限により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。						
支払対象外期間(介護休業および復職支援特約)	就業障害が開始した日から起算する通算して就業障害である協定書記載の期間をいい、この期間に対しては、保険金を支払いません。						
就業制限	要介護状態にある対象家族を介護する労働者にかかる育児・介護休業法第16条の9、第18条、第20条、第23条第3項および第26条に定める労働時間の短縮、制限や配置に関する配慮等、保険契約者が被保険者に対して講じる就業上の措置(育児・介護休業法に準ずる他の法令の規定に基づく介護に関連するものを含みます。)をいいます。						
対象家族	育児・介護休業法第2条第4号に定める対象家族(育児・介護休業法に準ずる他の法令の規定に基づく介護に関連するものを含みます。)をいいます。						
要介護状態	育児・介護休業法第2条第3号に定める要介護状態(育児・介護休業法に準ずる他の法令の規定に基づく介護に関連するものを含みます。)をいいます。						

■がん保険

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
外来治療	病院もしくは診療所に通い、また往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

がん保険

用語	用語の定義
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含まれません。 (※)皮膚弁皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含まれません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
抗がん剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、V10(治療用放射性医薬品)に分類される薬剤をいいます。
抗がん剤治療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から③までのいずれかに該当する診療行為 ^(※1) をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※3) ②先進医療 ^(※4) に該当する診療行為 ③①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 (※1)診療行為ホルモン剤治療を含みます。 (※2)医科診療報酬点数表抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※3)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表 ^(※5) に抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表 ^(※2) においても抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (※4)先進医療抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎりです。 (※5)歯科診療報酬点数表抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

■がん保険・所得補償保険・所得補償保険ロング共通

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

3. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

4. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■所得補償保険・所得補償保険ロング

1. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容または申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入または申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項または申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入または入力されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

- 告知書または告知画面で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【所得補償保険、所得補償保険ロング(主契約)】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

2. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書・申込画面等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書・申込画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③ 加入依頼書・申込画面等記載・入力された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④ 他の保険契約等がある場合 など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について> 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等> 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合:毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)午前0時から2025年4月1日午後4時までとなります。

4. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能または就業障害が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など ② 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書 など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。(注1) 就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- 前頁の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【所得補償保険ロング】

- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

5. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

【所得補償保険、所得補償保険ロング(主契約)】

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

【所得補償保険ロング(介護休業および復職支援特約)】

- 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合、または介護休業および復職支援保険契約に基づき保険金が支払われる事由以外の事由によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時に、その被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

6. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

所得補償保険・所得補償保険ロングは複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社：損害保険ジャパン(幹事)、東京海上日動火災保険㈱、三井住友海上火災保険㈱

引受割合については、取扱代理店までご確認ください。

■がん保険

1. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容または申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入または申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項または申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約のご契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入または入力されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書または告知画面で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがん診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががん診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がん診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

2. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書・申込画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者(保険の対象となる方)のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
<他の身体障害または疾病の影響>
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

3. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
*中途加入の場合:毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)午前0時から2025年4月1日午後4時までとなります。
- がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。がんと診断確定された日、入院を開始した日あるいは手術を受けた日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の疾病に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、一時払の場合は、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。なお、月払の場合は、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。返れい金のお支払いはありません。

WEBでのお手続き方法

加入依頼書<紙>でのお手続きは、P1をご覧ください。

お手続きサイト

PCから

JR西日本保険代理店ホームページへ

<https://hoken.jrwelnet.co.jp/>



検索 JR西日本保険代理店

トップ
ページ

所得補償保険・
所得補償保険ロング・
団体がん保険バナーをクリック

スマート
フォンから

損保ジャパン団体保険
WEB手続きサイトへ



右記のQRコード®を
読みとりアクセス!



※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

▼ご利用内容によってWEB利用可能期間が異なります。

ご利用内容	WEB利用可能期間
プラン変更	2024年2月1日～2024年3月25日
中途加入(現職のみ)	2024年4月1日～2024年11月14日 ※2024年11月15日以降のお手続きは 加入依頼書<紙>でのお手続きになります。
住所、氏名、電話番号のご変更	2024年5月15日～2024年11月14日
加入内容のご確認、WEB加入者証の照会	2024年5月15日～2025年1月31日

※お手続き内容やご加入内容によっては、WEBでお手続きいただけない場合もございます。

※WEBでお手続きが完了した場合でも、お手続き内容のご確認のためにJR西日本保険代理店よりご加入者様へご連絡をさせていただく場合もございます。

※PCやスマートフォン等WEBでのお手続きが困難な場合は、郵送によるお手続きも可能ですので、ご希望の場合はお近くのJR西日本保険代理店までご連絡ください。

ログインID、パスワード

ログインID	社員コード(6桁～10桁) ※下記参照	初期パスワード	西暦生年月日8桁 ※初回ログイン後変更可能
--------	---------------------	---------	-----------------------

【ログインIDについて】

- JR西日本、西日本ジェイアールバス、中国ジェイアールバスに在籍の場合…社員コード7桁
- 日本旅行に在籍の場合…社員コード6桁
- 上記以外のJR西日本グループ会社に在籍の場合…社員コード8桁
・社員コードが8桁に満たない場合は、前に0を付けて8桁にします。
※社員コードを設定されていない会社にご在籍の場合は、一斉募集のご案内に印字されているログインID欄の番号をご入力ください。
ご不明な場合は、お近くのJR西日本保険代理店までお問い合わせください。
- ご退職者の場合…加入依頼書に印字されているログインID欄の番号
(お手元にお名前等が印字された加入依頼書をご用意ください。ご不明な場合はJR西日本保険代理店までご連絡ください。)

【例】

① JR西日本、西日本ジェイアールバス、 中国ジェイアールバスに在籍

社員コード:1234567 生年月日:2000年12月1日 の場合

ログインID	1234567 ※7桁
初期パスワード	20001201

※初期パスワードは、初回ログイン後変更可能です。

② 日本旅行に在籍

社員コード:123456
生年月日:2000年1月1日 の場合

ログインID	123456 ※6桁
初期パスワード	20000101

※初期パスワードは、初回ログイン後変更可能です。

③ ①②以外のJR西日本グループ会社に在籍

勤務先:ジェイアール西日本ウェルネット
社員コード:1234 生年月日:2000年4月1日 の場合

ログインID	00001234 ※8桁
初期パスワード	20000401

ログインIDは、社員コードの前に0をつけ計8桁にします。
※初期パスワードは、初回ログイン後変更可能です。

④ ご退職者の場合

ログインID:印字が9012345678
生年月日:1959年1月1日 の場合

ログインID	9012345678
初期パスワード	19590101

加入依頼書に印字されているログインID欄の番号がログインIDとなります。
※初期パスワードは、初回ログイン後変更可能です。

ご加入内容の確認方法 (WEB加入者カード)

1 P29に掲載の損保ジャパン団体保険WEB手続きサイトにアクセスし、ログインIDとパスワードを入力してログインします。

2 ログイン後トップページの[ご加入内容の確認・変更]ボタンをクリックします。

ご注意

[ご加入内容の確認・変更]ボタンは、すでにお申込(加入)いただいている方のみ、ボタンが表示されます。



3 加入者情報や被保険者情報、補償内容や告知内容についてご確認いただけます。

4 [加入者カードを表示]をクリックすると、WEB加入者カードが表示され、印刷も可能となります。

閲覧可能期間は、**2024年5月15日～2025年1月31日**です。



加入者カードイメージ

ご加入者とその家族の特典

SOMPO 健康・生活サポートサービス

所得補償保険、所得補償保険ロング、団体がん保険のいずれかにご加入いただいている皆さまがご利用いただける無料電話相談サービスです。

〈サービスメニュー〉 24時間・365日

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

- メンタルヘルス相談
平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

- メンタルITサポート 24時間・365日
(Webストレスチェック)
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎりませう。
(注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
サービスの詳細につきましては、WEB手続き画面の「加入内容照会」からご案内チラシをご確認いただくか、パンフレット裏面の取扱代理店までご連絡ください。 受付時間 平日9:00～17:45

所得補償保険ロングの「介護休業および復職支援特約」を付帯された方がご利用いただけるサービス

「SOMPO笑顔倶楽部」をご利用いただけます。

「SOMPO笑顔倶楽部」は、認知症早期発見のための認知機能チェックや認知機能低下の予防サービスを中心に、介護関連サービスの情報までも網羅した国内最大規模のプラットフォームです。認知症の予防から介護までをサポートいたします。

SOMPO笑顔倶楽部 <https://www.sompo-egaoclub.com/>

検索



(注1)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。(注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。(注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。(注5)写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。(注6)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、予めご了承ください。

知る 認知症に関する 基礎知識・情報のご提供	チェックする 認知機能チェックツール のご提供
ケア 介護関連サービスのご紹介	予防する 認知機能低下予防 サービスのご紹介

所得補償保険
所得補償保険ロング
P5
P10

がん保険

P11
P16

契約内容のご説明

P17
P28

ご加入いただくに
あたって

P29
P35

Q & A

P36
P38

加入依頼書記入方法

ご記入にあたり、ご不明な点があればパンフレット裏面記載のJR西日本保険代理店までお問い合わせください。

【ご注意】

誤ってご記入された場合は、該当箇所を二重線で抹線いただき、フルネームで訂正署名(または押印)ください。

① 記入日を記入してください。

③ 加入者ご本人の住所・氏名・郵便番号・電話番号・性別・生年月日等をご記入ください。

④ 被保険者名・生年月日・性別・加入者との関係をそれぞれご記入ください。

⑤

**所得補償保険をお申し込みの場合
(所得級別基本欄、職業・職種欄)**

ご職業・職種名一覧表を参照し、該当する級別を所得級別欄にご記入ください。該当する職種名が一覧表にない場合は、具体的職種名を★職業・職種名欄にご記入ください。(正しく記載されないと正確な保険料が算定されない場合があります。)

**ご職業・職種名一覧表
(所得補償保険：申込ご本人のみ対象)**

級別	1	2
職種名例	事務 管理 営業 設計 監督者 飲食 販売 サービス 医師 薬剤師	車掌 運転士(機関車・電車) 電気関係(弱電) 土木 保線 構内作業 警備 清掃 その他医療関係 車両・機械・設備 (保守・点検)
級別	3	4
職種名例	バス運転士 船舶乗組員 建設関係 (舗装・高所作業以外) 車両・機械・設備 (組立・設備)	電気関係(強電) 建設関係 (舗装・高所作業)



団体契約加入依頼書

FLE

① 申込日 令和 6 年 6 月 15 日 加入者住所・氏名、被保険者氏名のフリガナは必須

③ 住所 〒 530 - 0012 (自 宅) 06 (6543)
(携 帯) 090 (1234)
オオサカシ キタク シバタ 3-4-24
大阪市北区芝田3-4-24

加入者氏名 漢字 西日本 太郎
フリガナ ニシニホン タロウ

② ご署名ください。

フリガナ 加入者と異なるときのみ記入(傷害総合のみ)

④ 被保険者氏名

被保険者氏名	性別	傷害級別	型
① 氏名 漢字 加入者と同じ場合は記入不要です。 フリガナ 加入者と同じ場合は記入不要です。 生年月日 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 54 年 8 月 5 日生 加入者との関係 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族 ⑦役員・その家族 被保険者番号	①男 ②女	5	事務
② 氏名 漢字 西日本 花子 フリガナ ニシニホン ハナコ 生年月日 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 55 年 6 月 5 日生 加入者との関係 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族 ⑦役員・その家族 被保険者番号	①男 ②女	★	
③ 氏名 漢字 西日本 一郎 フリガナ ニシニホン イチロウ 生年月日 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 20 年 3 月 10 日生 加入者との関係 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族 ⑦役員・その家族 被保険者番号	①男 ②女	★	
④ 氏名 漢字 西日本 さくら フリガナ ニシニホン サクラ 生年月日 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 21 年 11 月 15 日生 加入者との関係 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族 ⑦役員・その家族 被保険者番号	①男 ②女	★	

⑦ 型 口数 801
保険料(分割払は1回分) 0A0
即時追加保険料 0A1
型 口数 810
811
保険料(分割払は1回分) 0E0
即時追加保険料 0E1
型 口数 820
821
保険料(分割払は1回分) 0J0
即時追加保険料 0J1
型 口数 830
831
保険料(分割払は1回分) 0N0
即時追加保険料 0N1

⑤ 別紙 (9) 別紙

520 ★他の保険契約等(注)
517 受取人指定・被保険者同意 (9) 別紙
518 住宅の所在地 (9) 別紙
519 扶養者住所氏名 (9) 別紙
526 (3) 脱退

(注)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約等
(※) 傷害保険の場合、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任
(※) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の場合、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等
(※) 団体用医療保険の場合、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対
(※) 個人賠償責任保険、ゴルフ保険、ハンター保険の場合、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全

新規加入の場合は、告知書も一緒にご提出ください。

〈現職社員の場合〉
社員番号を記入してください。

〈現職社員の場合〉
会社名を記入してください。

〈現職社員の場合〉
勤務箇所名を記入してください。

⑥ 加入者合計保険料(現職は月額、退職者は年額)をご記入ください。

加入者は、募集文書または損保ジャパンの公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) に掲載の個人情報の取扱いを確認し、加入依頼書に記載の加入者以外の者(被保険者等)より必要な同意を得たうえで、保険契約に関する個人情報の取扱いに同意します。

明細整理番号の使用方法は契約によって異なりますので内容をご確認のうえご記入ください。

加入者ご署名またはご捺印欄
告知義務などの内容を確認し、個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を依頼します。ご署名欄(法人の場合はご捺印)

西日本 太郎
訂正 (あり)

5 日生

証券番号 9 1 2 4 1 0 L 5 0 0

19.05 <帳票 54267-1>

団体名 西日本旅客鉄道株式会社

保険期間 令和 6 年 7 月 1 日から
令和 7 年 4 月 1 日まで

健康告知事項 ~所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・団体用医療保険にご加入の場合~
新規加入される方、あるいは加入内容もしくは告知事項に変更のある方は、別途所定の告知書をご記入願います。

★ 疾病による学業費用補償特約セットの場合
被保険者の学校の種類が複数になる場合は、該当するものすべてに○をしてください。
(1) 小学校入学前 (2) 小学校 (3) 中学校、高校 (4) 大学 (5) その他

加入者合計保険料 (シート計) 千円 8,368
※分割払は1回分

中途加入の場合記入 千円

即時追加保険料 千円

510	型 802	X2 Y2	型 804	G20	型 806	A1	型 808	S1	型
1	□ 803	1	□ 805	1	□ 807	1	□ 809		□
千円	円 0A2	千円	円 0A4	千円	円 0A6	千円	円 0A8	千円	円
2,165		3,003		1,000		280		40	

誤ってご記入された場合は、該当箇所を二重線で抹線いただき、フルネームで訂正署名(または捺印)ください。

西日本 太郎

G20	型 812	A1	型 814	S1	型 816		型 818		型
1	□ 813	1	□ 815	1	□ 817		□ 819		□
千円	円 0E2	千円	円 0E4	千円	円 0E6	千円	円 0E8	千円	円
1,000		280		40					

G20	型 822	A1	型 824	S1	型 826		型 828		型
1	□ 823	1	□ 825	1	□ 827		□ 829		□
千円	円 0J2	千円	円 0J4	千円	円 0J6	千円	円 0J8	千円	円
220		20		40					

G20	型 832	A1	型 834	S1	型 836		型 838		型
1	□ 833	1	□ 835	1	□ 837		□ 839		□
千円	円 0N2	千円	円 0N4	千円	円 0N6	千円	円 0N8	千円	円
220		20		40					

補償対象外とする疾病

1 種目名称	種目コード				
VH0 群コード	VH1 疾病名				

補償対象外とする疾病

2 種目名称	種目コード				
VH5 群コード	VH6 疾病名				

補償対象外とする疾病

1 種目名称	種目コード				
VL1 群コード	VL1 疾病名				

補償対象外とする疾病

2 種目名称	種目コード				
VL5 群コード	VL6 疾病名				

補償対象外とする疾病

1 種目名称	種目コード				
VP0 群コード	VP1 疾病名				

補償対象外とする疾病

2 種目名称	種目コード				
VP5 群コード	VP6 疾病名				

補償対象外とする疾病

1 種目名称	種目コード				
VS0 群コード	VS1 疾病名				

補償対象外とする疾病

2 種目名称	種目コード				
VS5 群コード	VS6 疾病名				

バンコク支店

特殊 ① ② 確認

指示 不備

0 2 1

0 2 4

0 2 5

0 2 2

4×1 (21080229) 401067-0301 A

⑦ ご加入される型名と保険料をご記入ください。
※がん保険は、基本補償とオプションをそれぞれ分けてご記入ください。
※お申込み可能な口数は1口です。

所得補償保険
所得補償保険
P5
P10
がん保険
P11
P16
契約内容のご説明
P17
P28
ご加入いただくにあたって
P29
P35
Q & A
P36
P38

告知について

告知の大切さについてのご説明

- 告知書（WEBでのお手続きの際は告知のご入力）は、被保険者（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でのお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

■代理告知について

- 被保険者が15歳未満の場合は、被保険者ご本人に代わって、親権者が被保険者ご本人の健康状態をご確認のうえ、ご記入、ご署名ください。
- 申込人ご本人以外のご家族（配偶者、子供、両親、同居の家族（兄弟姉妹、親族））の方がご加入されるときは、加入されるご家族に代わって、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入、ご署名することができます。

告知が必要となるケース

新規にご加入または保険金額の増額をされる場合は、健康告知が必要です。

紙でのお手続きの場合は、健康告知書の該当する質問事項にご回答のうえ加入依頼書とあわせてご提出ください。

重要なお知らせ

所得補償保険 特別な条件付き（特定疾病等対象外特約セット）で
団体がん保険 ご加入されている被保険者の皆さまへ

「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除することができます。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。



詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<参考>補償対象外とする疾病群について

該当する疾病群に属するすべての疾病が補償対象外となります。加入依頼書等に印字されている疾病群は下記表をご参照ください。
※例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。

<病気・症状一覧表>

疾病群		Ⅱ 欄
A群	胃・腸の疾病	胃・腸・十二指腸のかいよう 腹膜炎 胃・腸のポリープ 腸閉塞 大腸炎
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	急性肝炎 肝のうよう 胆石 胆のう炎
C群	腎臓・泌尿器の疾病	腎盂炎 急性腎炎 腎臓・膀胱・尿路の結石
D群	気管支・肺の疾病	肋膜炎 膿胸 ぜんそく 気管支拡張症 肺炎 肺壞疽 自然気胸
E群	脳血管・循環器関係の疾病	高血圧症 静脈瘤
F群	腰・脊椎の疾病	腰痛症 変形性脊椎症 ギックリ腰 椎間板ヘルニア 骨粗しょう症 後縦靭帯骨化症
H群	眼の疾病	白内障 緑内障 網膜炎 網膜症
I群	ご婦人の疾病	子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。） 不正出血

所得補償保険 所得補償保険 ロング 団体がん保険「先進医療等費用補償特約」 健康状態等に関するご質問

所得補償保険・所得補償保険ロング(介護休業および復職支援特約)を付帯する場合も含む)にお申し込みの場合は、次の質問1, 2, 3とも「いいえ」の場合に限り、ご加入いただけます。団体がん保険「先進医療等費用補償特約」にお申し込みの場合は、次の質問1, 2とも「いいえ」の場合に限り、ご加入いただけます。

- 【質問1】 告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中ですか。**
または告知日以降に病気やケガで入院もしくは手術の予定*がありますか。
※医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。
- 【質問2】 告知日(ご記入日)から過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか。**
- 【質問3】 告知日(ご記入日)から過去2年以内に、**
①「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」と医師に診断されたことがありますか。
②「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、
すすめられたことがありますか。
(注) 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察を含みます。

「がん」、「上皮内がん」、「精神の病気」に含めて告知いただきたい病気

がん	悪性新生物 悪性しゅよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群 骨髄線維症
上皮内がん	上皮内新生物 CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSIL
精神の病気	精神および行動の障害(統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・ 適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依存など)

団体がん保険 健康状態等に関するご質問

次の質問1, 2とも「いいえ」の場合に限り、ご加入いただけます。

※先進医療等費用補償特約をセットする場合は追加でご回答いただく質問がございます。詳細は下記<先進医療等費用補償特約をお申込みされる方へ>をご参照ください。

- 【質問1】 今までに、「がん」または「上皮内がん」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。**
(注) 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察を含みます。

「がん」、「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気

がん	悪性新生物 悪性しゅよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群 骨髄線維症
上皮内がん	上皮内新生物 CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSIL

- 【質問2】 ●告知日(ご記入日)から過去3か月以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。**

(注) 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察を含みます。

- 告知日(ご記入日)から過去2年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状について、次のいずれかに該当したことがありますか。

- ① 健康診断・がん検診・人間ドックを受けた結果、病気・症状を指摘されたこと。

(注) 再検査・精密検査の結果、異常がなかった場合を除きます。

- ② 医師の診察の結果、定期的な診察・検査を受けるように指摘されたこと。

- 告知日(ご記入日)から過去5年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により、次のいずれかに該当したことがありますか。

- ① 継続して7日以上入院をしたこと。 ② 手術を受けたりすすめられたこと。

<病気・症状一覧表>

特定の疾患	脳しゅよう 膀胱しゅよう GIST(ジスト・ギスト) カルチノイド
消化器の疾患	肝硬変 慢性肝炎 肝線維症 肝機能障害(入院や治療を伴うもの) 慢性アルコール性肝機能障害 NASH(非アルコール性脂肪肝炎) アルコール性肝炎 門脈圧亢進症 食道静脈瘤 慢性すい炎 B型肝炎ウイルスキャリア C型肝炎ウイルスキャリア
呼吸器の疾患	慢性閉塞性肺疾患(COPD) 肺気腫 慢性気管支炎 肺線維症 じん肺 けい肺 気管支拡張症 間質性肺炎
腎臓の疾患	慢性腎機能障害 慢性腎不全 慢性腎炎 尿毒症
しゅようなどの異常	異形成 白板症 多発性ポリープ(ポリポーシス) ^(※1) 骨髄増殖性腫瘍 すいろう胞性腫瘍 病理検査や細胞診での異常
しゅようマーカーの異常 ^(※2)	CEA AFP CA19-9 PSA
検査・検診結果の異常 ^(※3)	肺の検査での異常 胃腸の検査での異常 マンモグラフィー検査での異常 その他のがん検診での異常
その他	しゅよう しこり 結節 腫瘍(しゅりゅう) 出血(便潜血・不正出血・咯血・吐血・下血・肉眼的血尿) 貧血(鉄欠乏性貧血を除く) 黄疸 びらん 消化管のかいようや狭窄

(※1) 多発性ポリープ(ポリポーシス)には、過去5年以内に、5個以上のポリープが発生しているもの、あるいは5回以上の治療歴のあるものも含まれます。

(※2) しゅようマーカーの異常とは、検査結果が基準値を超えた場合を意味します。なお、過去に基準値を超え、継続して経過観察中の場合は、現在基準値内でも、しゅようマーカーの異常に該当します。

(※3) 要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。

<先進医療等費用補償特約をお申込みされる方へ>

基本補償に「先進医療等費用補償特約」をセットして新規にお申込みされる場合は、上記青字の【質問1】【質問2】に加え、「先進医療等費用補償特約」の【質問1】【質問2】へのご回答も必要となります。なお、すでに団体がん保険にご加入で「先進医療等費用補償特約」を追加される場合は、【質問1】【質問2】へのご回答のみでお申込みいただけます。(団体がん保険の【質問1】【質問2】へのご回答は不要です)

告知書記入方法

ご記入にあたり、ご不明な点があればパンフレット裏面記載のJR西日本保険代理店までお問い合わせください。

【ご注意】
誤ってご記入された場合は、該当箇所を二重線で抹線いただき、フルネームで訂正署名(または押印)ください。
＜訂正署名が必要なケース例＞
質問事項への回答で正しくは「いいえ」だが、誤って「はい」に○をしてしまったケース

所得補償保険 をお申込みの場合は、こちらに○をつけてください。

所得補償保険ロング をお申込みの場合は、こちらに○をつけてください。

団体がん保険 の【基本補償】、【抗がん剤治療補償特約】にお申込みの場合は、【がん補償】に○をつけてください。
【先進医療等費用補償特約】にお申込みの場合は、【疾病補償】に○をつけてください。
※抗がん剤治療補償特約、先進医療等費用補償特約は団体がん保険の基本補償にセットすることができます。

団体がん保険

ご加入いただくプランの組み合わせによりご回答いただく質問事項が異なります。

手続き	ご加入プランの組み合わせ	ご回答いただく質問事項
はじめてがん保険に加入	基本補償のみ	Bの質問1・質問2
	基本補償+抗がん剤治療補償特約	
	基本補償+先進医療等費用補償特約	
すでにがん保険にご加入で特約を新たに追加	基本補償+抗がん剤治療補償特約+先進医療等費用補償特約	AとBの質問1・質問2
	抗がん剤治療補償特約と先進医療等費用補償特約を追加	Bの質問1・質問2
	抗がん剤治療補償特約を追加	
	先進医療等費用補償特約を追加	Aの質問1・質問2

「健康状態に関する告知書」(団体契約用)

23.10

※この告知書は加入依頼書の一部となります。お申込みの際には、必ず加入依頼書と告知書をお合わせてご記入ください。

証券番号

・被保険者氏名
・告知日
・告知者署名
を必ずご記入ください。

〈代理告知の場合のご注意〉
告知者署名欄に**加入者が必ずご署名**ください。代理告知ができるのは加入者ご本人のみです。
※被保険者との関係は被保険者から見た代理告知者との関係を記載します。

損害保険ジャパン株式会社 宛

＜1＞告知者(被保険者ご本人または代理告知者)が被保険者(保険の対象となる方)名・告知日・加入する補償をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

被保険者番号/被保険者名	告知日	告知者署名	加入する補償
1 西日本 太郎	令和5年3月1日	西日本 太郎 (代理告知の場合) 被保険者との関係	所得補償 団体長期障害所得補償 がん補償 介護補償
2 西日本 花子	令和5年3月1日	西日本 花子 (代理告知の場合) 被保険者との関係	所得補償 団体長期障害所得補償 がん補償 介護補償
3 西日本 一郎	令和5年3月1日	西日本 太郎 (代理告知の場合) 被保険者との関係	所得補償 団体長期障害所得補償 がん補償 介護補償
4 西日本 さくら	令和5年3月1日	西日本 太郎 (代理告知の場合) 被保険者との関係	所得補償 団体長期障害所得補償 がん補償 介護補償

＜2＞下記の質問事項にご回答ください。(＜1＞の被保険者番号に対応する欄にご記入ください。) ご加入いただく補償に該当する質問事項にご回答ください。質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。 ※告知される方がご認識されている病気・症状が、本告知書に記載されている病気・症状と一致しなくても、医学的に同一と判断される場合は告知が必要です。本告知書に記載されている病気・症状に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、告知をしてください。

【質問1,2】を確認いただき、すべて「いいえ」の場合は「いいえ」に、1つでも「はい」がある場合は「はい」に○をしてください。

【質問3】回答は不要です。

所得補償保険・所得補償保険ロングをお申込みの場合は【質問4】①②を確認いただき、すべて「いいえ」の場合は「いいえ」に、1つでも「はい」がある場合は「はい」に○をしてください。

回答不要

【ご注意】
誤ってご記入された場合は、該当箇所を二重線で抹線いただき、フルネームで訂正署名(または押印)ください。

西日本 太郎

それぞれの被保険者において、【質問1,2】を確認いただき、すべて「いいえ」の場合は「いいえ」に、1つでも「はい」がある場合は「はい」に○をしてください。

〈ご加入・ご継続にあたって〉

Q1 妊娠中でも加入できますか？

共通 健康状態に関する告知の質問事項のご回答がすべて「いいえ」の場合、ご加入いただけます。詳しくは取扱代理店へお問い合わせください。

Q2 過去にがんになったことがあります、加入できますか？

所得 告知内容によってはご加入いただける場合があります。詳しくは告知書をご覧ください。

ロング

がん 申し訳ございませんが、ご加入いただけません。

Q3 加入内容を確認したいのですが、どうすればいいですか？

共通 WEBでご確認いただく場合は、P29に記載の損保ジャパンWEB手続きシステムへログインいただき、トップページの【ご加入内容の確認・変更】ボタンをクリックすることでご覧いただけます（印刷することも可能です）。詳しくはP30をご確認ください。また、お電話でのご確認をご希望の場合は、お近くのJR西日本保険代理店へお問合せください。

Q4 退職後は継続できますか？

所得 退職月までの補償のため、退職後は継続できません。

ロング

がん 退職後も継続できます。退職後の保険料のお支払い方法は、毎年6月に口座振替による一時払となります。

現職の方の場合、月々の保険料は、2か月遅れで給与引去りされているため（例：4月分は6月給与から引去り）、ご退職の際は、保険料のご精算が必要です。

団体がん保険、所得補償保険、所得補償保険ロングのいずれも、退職される際はお手続きがございますので、必ずお近くのJR西日本保険代理店までご連絡ください。

Q5 加入後に補償内容を変更できますか？

【変更例】 所得：10型⇒510型

がん：先進医療等費用補償特約をセット

共通 ご加入後は、毎年2～3月の一斉募集期間中にのみ、特約のセットや型変更が可能です。保険期間の中途での変更はできません。一斉募集期間中にご変更される場合は、WEBでお手続きいただくか、「加入依頼書」と「告知書」をご提出いただくことで変更することができます。なお、保険金額を減額される場合等、「告知書」のご提出が不要な場合もございます。ご不明な点等ございましたら、JR西日本保険代理店までお問い合わせください。

Q6 一人で複数のプランに加入することはできますか？

共通 所得補償保険、所得補償保険ロング、団体がん保険のいずれも1被保険者様につき1プランご加入いただけます。複数のプランに加入いただくことはできません。

Q7 現在、特定の疾病症状等について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気が完治してから1年以上が経過しています。この条件は削除できないのでしょうか。

共通 現在特定の疾病症状等について保険金が支払われない条件（「特定疾病等対象外特約」がセットされています）でご加入されている場合、一斉募集期間中のご継続手続き時に健康状態について改めて告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できる場合がございます（保険期間の途中での削除はできません）。詳しくは、P33の「重要なお知らせ」をご覧ください。

Q8 年末調整の保険料控除の対象になりますか？

共通 団体がん保険、所得補償保険、所得補償保険ロングのいずれも介護医療保険料控除の対象となります。（2023年11月現在）

よくあるご質問Q&A

〈補償内容について〉

Q9 有給休暇や労災保険を使った場合も所得補償保険の保険金は支払われますか？

所得 年次有給休暇、公休日等の勤務認証にかかわらず、お支払事由に該当する場合は保険金をお支払いします。ただし、半日の有給休暇の場合は対象外です。

Q10 インフルエンザや新型コロナウイルスで自宅療養になりましたが、補償の対象になりますか？

所得 医師の指示にもとづく自宅療養は対象となります。ただし、お休みされた5日目からの補償となります。

Q11 がん治療以外の先進医療を受けたときも先進医療等費用補償特約の対象になりますか？

がん がん治療以外の病気やケガにより先進医療や臓器移植術を受けられた場合も対象になり、500万円を限度にお支払いします。詳しくはP22をご覧ください。

Q12 抗がん剤治療補償特約の支払対象となる抗がん剤治療を教えてください。

がん 抗がん剤を投与することにより、がんを破壊または発育・増殖を抑制することを目的とした、公的医療保険制度の給付対象である診療行為または先進医療などによる抗がん剤を用いた診療行為が対象となります。詳しくは、P25をご覧ください。

Q13 放射線治療を受けたときも保険金は支払われますか？

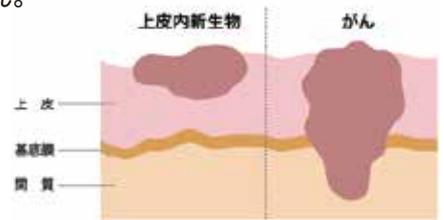
がん 保険金お支払いの対象となる放射線治療を受けられるごとにお受け取りいただけます。ただし、複数回を受けたときは、その治療を受けた日からその日を含めて60日の間に1回のお支払いが限度となります。詳しくはP21、24をご覧ください。

Q14 上皮内新生物は補償の対象になりますか？

がん 対象になります。また、悪性新生物(がん)の場合と同額の保険金のお支払いとなります。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象になりません。

※上皮内新生物とは
上皮細胞から発生するがんのうち、がん細胞が臓器の表面を覆っている上皮内にとどまっているものを、上皮内新生物といいます。上皮内新生物は、上皮内がんとも呼ばれます。
上皮内新生物は、がん細胞が、上皮と間質を隔てる膜(基底膜)を破って広がっていない状態です。そのため、基本的には手術でとることが可能で、転移がほとんどないと考えられています。上皮内新生物が悪性化し、基底膜を越えて浸潤した場合に、一般的な「がん」になります。

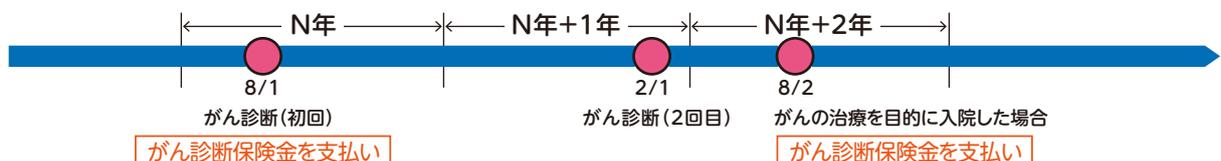
出展：国立がん研究センター 知っておきたいがんの基礎知識



Q15 がん診断保険金は、何度でも受け取れるのですか？

がん がん診断保険金は回数制限がないため、一定の条件*のもと、何度でもお支払いします。

※責任開始日以降初めてがんと診断確定された場合にお支払いしますが、2回目以降の診断保険金は、がんと診断確定された最後の日から、2年が経過した日の翌日以降、がんの治療を直接の目的として入院されていた場合はがん診断保険金を再度お支払いします。



〈補償内容について〉

Q16 所得補償保険ロングはどのような場合に保険金を受け取ることができますか？

ロング 支払対象外期間369日を超えて病気、ケガで働けない状態(就業障害)が続いた時に保険金を受け取ることができます。その際、①医師の診断書 ②実際に会社に出勤していないことの確認等が必要となり、入院中だけでなく通院中・医師の指示による自宅療養中なども対象となります。

Q17 一部復職とはどのような状態をいいますか？また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか？

ロング 一部復職とは、業務に復帰はできても依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全に従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えている状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%超の所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金を受け取ることができます。

Q18 保険金の支払いを受けている間も保険料は払い続けなければいけませんか？

ロング ①保険料のお支払いをやめる場合
保険から脱退することで保険料を支払う必要はなくなります。ただし、復職した時に再度保険加入を希望される場合、再度告知が必要となるため、再加入ができない可能性があります。また、既に支払いを受けている保険金は脱退を理由に休止されることはありません。

②保険料のお支払いを継続する場合
保険金支払いを受けている期間中も保険から脱退しない限り、引き続き保険料をお支払いいただく必要があります。その場合、復職後も再告知することなく、補償を継続することが可能となります。

Q19 就業障害が再発した場合はどうなりますか？

ロング ①6カ月以内に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と同一のもののみなし、支払対象外期間は新たに適用しません。

②6カ月経過後に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と異なる就業障害とみなしますので、再発後新たに支払い対象外期間を適用し、369日を超えて就業障害が継続した場合に、保険金をお支払いします。

Q20 支払対象外期間中に一時的に復職したが再度就業障害が発生した場合はどうなりますか？

ロング 28日間を限度として、支払対象外期間(369日)に復職日数を加えた期間を通算して支払対象外期間とします。その際、所得補償保険とセットでご加入頂いている場合、所得補償保険の保険金支払期間終了後、所得補償保険ロングの保険金支払期間開始までの間に保険金のお支払いとならない期間が発生します。詳しくは、取扱代理店へお問い合わせください。

Q21 基本補償と「介護休業および復職支援特約」の保険金額のプランは異なる設定をしてもよいのでしょうか？

ロング 問題ございません。保険金額の設定につきましては「この保険のあらまし」(P23)以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

その他Q&Aはこちらへ



【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【所得補償保険(団体長期障害所得補償保険)にご加入になる方のみご確認ください】

保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店 **JR西日本保険代理店** (株式会社ジェイアール西日本ウエルネット)

受付時間/平日の午前9時から午後5時45分まで
WEBサイト/<https://hoken.jrwelnet.co.jp/>

JR西日本保険代理店

検索



JR西日本保険代理店

LINE 公式アカウント



本社保険代理店 [京阪神エリア](新しくご契約される方) 〒530-8341 大阪市北区芝田2丁目4番24号 JR西日本本社ビル8F NTT 06-6105-1058	岡山保険代理店 〒700-0023 岡山市北区駅前町2-1-7 NTT 086-221-5014 JR 084-3500 無料通話 0120-799-833
アーバン保険代理店 [京阪神エリア](すでにご契約のある方) 〒532-0011 大阪市淀川区西中島5丁目4-20 新大阪駅前中央ビル7F NTT 06-6195-6688 JR 071-4601	米子保険代理店 〒683-0036 米子市弥生町2番地 NTT 0859-32-6384 JR 085-3324
金沢保険代理店 〒920-0031 金沢市広岡3-3-77 JR金沢駅西第1NKビル2F NTT 076-262-7277 JR 065-2811 無料通話 0800-111-7277	広島保険代理店 〒732-0822 広島市南区松原町1番1号 広島駅東部高架下1F NTT 082-262-6517 無料通話 0120-34-1717
和歌山保険代理店 〒640-8331 和歌山市美園町5-22 NTT 073-402-4560 JR 076-2346 無料通話 0120-947-661	山口保険代理店 〒754-0041 山口市小郡令和1丁目2番32号 NTT 083-976-8558 JR 083-6843 無料通話 0120-93-1499
福知山保険代理店 〒620-8504 福知山市駅前町415番地 NTT 0773-23-8611 JR 077-2111	福岡保険代理店 〒811-1214 福岡県那珂川市中原東2-1-1 博多総合車両所内 NTT 092-951-0377 JR 092-6351 無料通話 0120-93-1120

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
大阪企業営業第三部第三課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL 06-6449-1041

FAX 06-6449-1378 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社: 【所得補償保険・所得補償保険(ロング)】 損害保険ジャパン株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社
【がん保険】 損害保険ジャパン株式会社

保険金のご請求は

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店
または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【損保ジャパン 事故サポートセンター】

24時間365日受付(通話料無料)

0120-727-110

指定紛争解決機関: 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター(ナビダイヤル)0570-022808(通話料有料) 受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、休業)詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しております。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。(現職の方は紙の加入者カードは送付されませんので、WEBにてご確認ください)

(2023年12月25日 SJ23-12126)